

2障第2173号
令和2年8月6日

指定放課後等デイサービス事業所 管理者様

久留米市健康福祉部障害者福祉課
障 害 者 福 祉 課 長

学校等の夏季休業期間における
放課後等デイサービス事業所の報酬単価の取扱いについて

日頃より障害者福祉行政にご理解、ご協力をいただき心より感謝申し上げます。

さて、放課後等デイサービスにおける夏季休業期間中の学校休業日単価の取扱いについて、「新型コロナウイルス感染症防止のための障害児通所支援に係るQ&Aについて（その2）」（令和2年6月30日付厚生労働省社会・援護局事務連絡）が示されましたので、下記のとおり、久留米市の取扱いについてお知らせいたします。

記

- 久留米市の小・中学校においては8月7日（金）から8月20日（木）まで、特別支援学校においては7月21日（火）から8月24日（月）まで夏季休業日とされておりますが、その他の学校等については取扱いが異なることもあります。

その中で、夏季休業日が「最も早く始まる日」から「最も遅く終了する日」までの期間においては休業日単価を適用することが可能です。

ただし、上記の期間中に利用者全員が夏季休業期間ではない場合は、休業日単価の適用はできません。

なお、休業日単価を適用する場合は、利用者負担額に影響することから、児童の保護者等には説明し、理解をいただくよう配慮してください。

また、利用者負担額増加分については国の補助対象になりませんのでご注意ください。

【連絡先】

〒830-8520 久留米市城南町15番地3
久留米市 健康福祉部 障害者福祉課
担当：原口・池末・松崎
TEL：0942-30-9035 FAX：0942-30-9752
Email：fukushi@city.kurume.fukuoka.jp